

株式会社ナチュラルボーン セミナー・講演会・とんとん'sCAFE・個人セッション 約款

本約款は、株式会社ナチュラルボーン（以下ナチュラルボーンという）のセミナー・講演会・とんとん'sCAFE・個人セッション（以下セミナーという）業務に関するナチュラルボーンとお客様との基本的な合意事項を定めるものです。

第1条 セミナー・講演会・とんとん'sCAFE・個人セッションの範囲

ナチュラルボーンは、セミナー開催案内および申込書に記載された範囲において、本業務を実施します。

第2条 定義

本約款において、お客様とは、ナチュラルボーンに対しセミナーの申込やセミナーに関するお問い合わせ・ご相談をされた方を言います。

第3条 受講資格

- (1) セミナーの受講は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者に認めるものとします。
- (2) 前項に定める意外の者であっても、ナチュラルボーンが認める者についてはセミナーを受けることが出来るものとします。
- (3) 第1項に該当するものであっても、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者は、受講を認めないものとします。
- (4) お客様は、ナチュラルボーンの要請があったときは、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提示するものとします。

第4条 受講料

- (1) セミナーの受講料は、セミナー開催案内および募集要項に記載された金額とします。
- (2) お客様が都合によりセミナーを受講しなかった場合、又はナチュラルボーンもしくはお客様が契約を解除した場合、お客様が中途解約した場合、その他理由の如何を問わず、受講料は返金されないものとします。

第5条 セミナーの申込

セミナーを受講しようとするお客様は、ナチュラルボーンが指定する Web 申込または申込書に必要情報を記載の上、申し込むものとします。

第6条 契約締結の拒否

ナチュラルボーンは、お客様が下記事項のいずれか一つにでも該当することが判明した場合、お客様に対しセミナーの受講を承諾しないことができるものとします。また、それ以外の場合につき、ナチュラルボーンが承諾の義務を負うものではありません。

- (1) お客様が申し込みに際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合または記入漏れがある場合
- (2) お客様のセミナー受講目的等が国内法令等に接触する恐れがある場合
- (3) お客様が過去にナチュラルボーンに支払うべき受講料の支払いを遅延したことがあるとき
- (4) お客様が過去にセミナー以外のサービス含め、ナチュラルボーンの利用について、中止措置または受委託契約の解約を受けたことがある場合
- (5) お客様が申込後に、お客様の都合により数回繰り返してセミナー受講を行わなかった場合
- (6) その他、ナチュラルボーンがお客様のセミナー受講を不適切または不可能と判断した場合

第7条 契約の成立時期

セミナー受講の契約は、第5条の規定によるお客様からの申し込みに基づき、ナチュラルボーンが受講確認メールを送付し、お客様の支払日をもって締結されたものとします。ただし、セミナー開始直前にお申し込みの場合は、この限りではありません。

第8条 支払方法

お客様は、受講料の支払条件および方法については、次に定める支払期限までに次の各号の一つによりナチュラルボーンに支払うものとします。

- (1) 現金払い
- (2) ナチュラルボーンが指定する銀行口座へ事前振込
- (3) (1) に関しては、河合政実講演会およびとんとん'sCAFEのみ可能とします。
ただし、食事付きのとんとん'sCAFEは除きます。
(2) に関して、手数料等の費用が発生する場合は、お客様の負担とします。

第9条 支払期限

- (1) 受講料の支払期限は、原則として受講確認メールに記載の支払日までとします。
- (2) お客様は、原則としてナチュラルボーンが受講料の受領を確認した後に、セミナーの受講をすることが出来るものとします。

第10条 知的財産権の帰属

- (1) セミナーにおいて配布される資料、セミナーの講演内容、実習内容に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、すべてナチュラルボーンまたはナチュラルボーンの委託する者に帰属するものとします。
- (2) セミナーの録音、録画、配布資料の複製等は、事前にナチュラルボーンが承諾し得た場合のみ行うことができます。
- (3) お客様において、無断録音、録画、インターネット配信、資料の複製その他セミナーに関する著作権を侵害し、又は侵害する恐れがあるとナチュラルボーンが認めた場合、ナチュラルボーンはセミナーを中止し、本契約を解除することが出来るものとします。

第11条 機密保持

ナチュラルボーンは、お客様から口頭もしくは書面により開示又は提示された情報、その他セミナー受講にあたり知り得たお客様の情報（以下「機密情報」という）について、お客様の書面による事前同意なしに、これらの該当セミナー以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩を致しません。ただし、次の各号の一つに該当する機密情報についてはこの限りではありません。

- (1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既にナチュラルボーンが所有又は取得していたもの
- (2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたか又は該当提供もしくは開示後、ナチュラルボーンの責めによらず公知となったもの
- (3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、ナチュラルボーンがお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
- (4) 法機関、捜査機関により開示の要請を受けたもの

第12条 ナチュラルボーンの債務

ナチュラルボーンは、善良なる管理者の注意を持って、セミナー開催案内および申込書に記載された内容および方法によりセミナーを実施します。

第13条 お客様の債務

- (1) お客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延により生じたセミナー期間の遅延等について、ナチュラルボーンは一切の責任を負いません。
- (2) お客様の過失によるセミナー会場設備の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、ナチュラルボーン又は第三者に生じた損害の賠償責任はお客様が負うものとし

ます。

- (3) お客様は、セミナー外部講師テキストの著作権、またはその他の知的財産権等を損害しないことを誓約するものとします。

第14条 中止措置

ナチュラルボーンは、受講の妨げと行為があった場合や、お客様が本約款に違反した場合、お客様に対し直ちにセミナー受講を中止させ、退講を命ずることが出来るものとします。

第15条 ナチュラルボーンの解除権

(1) ナチュラルボーンは次の各号の一つに該当するときは、その理由を明示の上、お客様に通知し、その契約を解除することができるものとします。

- (1) お客様が本約款に定める責務を怠ったとき、その他お客様の責めに帰すべき事由により、セミナー受講が継続できなくなったとき
- (2) お客様がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、ナチュラルボーンが相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
- (3) 実習において、お客様の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判明したとき
- (4) 前各号の他、お客様の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが適当でないとナチュラルボーンが認めるとき

(2) 前項の規定による契約の解除をする場合、ナチュラルボーンは、受講料は返金しないものとします。

(3) 第1項の規定による契約の解除をする場合、前項に定めるほか、ナチュラルボーンが損害を受けているときは、その賠償をお客様に請求することが出来るものとします。

(4) 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に接触する場合、公益通報を行えるものとします。

第16条 結果の利用

(1) お客様がセミナー結果を利用することにより生じた損害について、ナチュラルボーンは一切の責任を負わないものとします。

(2) 前項にかかわらず、ナチュラルボーンのセミナーの内容に重大な誤りかつ、当該誤りについてナチュラルボーンに故意又は重大な過失が認められる場合には、ナチュラルボーンはお客様と協議の上、お客様が支払った受講料金の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償するものとします。

ただし、受講日における標準的な技術水準から判断して予見困難な誤りは重大な過失に含まれません。

(3) 前項の請求は、お客様がセミナーの終了の日から1週間以内に行わなければならない

いものとしてします。

第17条 免責

- (1) ナチュラルボーンはセミナー内容の最新性、確実性、有効性、有用性、その他お客様の受講目的、利用目的等に合致することを保証するものではありません。
- (2) ナチュラルボーンは、第16条2項に該当しない限り、セミナーの開催に関し一切責任を負わないものとしてします。
- (3) ナチュラルボーンの責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、お客様が怪我等の事故及び損失を負ったときは、ナチュラルボーンは一切責任を負わないものとしてします。

第18条 不可抗力

- (1) ナチュラルボーンは、天災地変、講師急病、セミナー会場の閉鎖、その他のナチュラルボーンの責めに帰す事が出来ない事由により契約の履行が困難になったときは、お客様にセミナー開催日の延期を求め、または契約の解除を求めることができるものとしてします。
- (2) 受講料の還付については、ナチュラルボーンが合理的と考える方法によって決定するものとしてします。

第19条 権利譲渡禁止

お客様は、ナチュラルボーンの書面承諾を得た場合を除き、セミナー申込書または Web 申込に記載した個人がセミナーを受講するものとし、第三者にセミナー受講を譲渡または担保に供する等の処分をできないものとしてします。

ただし、事前にナチュラルボーンに連絡を入れ、ナチュラルボーンが承諾した場合はこの限りではありません。

第20条 約款等の改訂

- (1) ナチュラルボーンは、本約款ならびにセミナー開催案内および申請書などを随時変更することが出来るものとしてします。
- (2) お客様は、変更した約款等に従うものとしてします。これに従わない場合は、ナチュラルボーンは当該セミナー受講の契約を中止または解除できるものとしてします。

第21条 協議

本約款に定めない事項または本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意を持って協議の上決定するものとする。

第22条 合意管轄

この約款及び個別契約その他実地技術支援契約生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定 平成27年1月1日